

令和6年度 第1回 静岡市歴史博物館収集資料審議委員会

日 時 令和7年3月13日(木)
13:30～15:30

場 所 静岡市葵区追手町4番16号
静岡市歴史博物館1階 講座室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告 令和6年度 購入・受入(寄附・寄託)資料について
その他報告事項

静岡市歴史博物館収集資料審議委員会委員

※敬称略、順番は正副委員長→各委員五十音順

NO	氏名	専門分野	役職名
1 (委員長)	ヒビノ ヒデオ 日比野 秀男	日本美術史	掛川市二の丸美術館長
2 (副委員長)	ホンダ タカシゲ 本多 隆成	日本近世史	静岡大学名誉教授
3	オオイシ ヤスシ 大石 泰史	日本中世史	大石プランニング（中世時代考証）主宰
4	ヒグチ タケヒロ 樋口 雄彦	日本近代史	国立歴史民俗博物館・総合研究大学院大学教授

○静岡市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。
- 3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。
- 4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要であると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。

4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）
- (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）
- (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）
- (4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）
- (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）
- (6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）
- (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成28年静岡市条例第19号）
- (8) 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）
- (9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成15年静岡市条例第263号）
- (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成15年静岡市条例第121号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附 則（平成30年12月13日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例

の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される静岡市都市景観表彰選考委員会の委員の任期は平成32年3月31日までとし、施行日以後最初に委嘱される静岡市立清水病院経営計画評価会議の委員の任期は同年10月31日までとする。

附 則（令和3年3月11日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日条例第76号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （委員の任期の特例）
- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される静岡市再犯防止推進協議会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月18日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条から第6条まで関係）

（平30条例79・平31条例5・令3条例5・令3条例76・令4条例8・令4条例28・一部改正）

1 市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市歴史博物館 収集資料審議委員会	静岡市歴史博物館において収集する資料について審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者

静岡市歴史博物館収集資料審議委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）に基づき、静岡市歴史博物館で収蔵しようとする歴史資料（以下「資料」という。）の収集に関する事務を適正かつ円滑に行うために設置する静岡市歴史博物館収集資料審議委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、収集とは市が資料を購入若しくは制作すること又は資料の寄贈若しくは寄託を受けることをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 購入又は制作しようとする資料の選定、学術的価値及び価格評価に関すること。
- (2) 寄贈又は寄託に係る資料の受入れに関すること。
- (3) 静岡市歴史博物館に収蔵されている歴史資料の処分に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のうち、第2号に属するもの及び購入又は制作に係る経費が160万円未満の資料に関するものについては、委員会への報告をもって審議に代えることができる。ただし、資料の性質上審議が必要であると認められる場合は、委員会へ諮るものとする。

(評価員)

第4条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる要件を備える者（以下「評価員」という。）のうちから、2人以内に依頼し、意見又は説明を聞くことができる。

- (1) 当該資料に関して、専門的な知識を有すること。
- (2) 人格が高潔であり、かつ、公正な判断ができること。
- (3) 当該資料と利害関係を有しないこと。

2 評価員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第5条 収集資料審議委員会の庶務は、観光交流文化局歴史文化課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市歴史博物館資料収集方針

1 収集方法

- (1) 購入
- (2) 寄贈
- (3) 寄託
- (4) 制作

2 収集する資料

(1) 駿府城に関する資料

- ◎駿府城築城に関する古文書
- ◎城絵図（静岡市未所蔵のもの）
- 駿府城が描かれた絵画資料
- 歴代城主及びその支配に関するもの（中村一氏、内藤信成、徳川頼宣、徳川忠長、およびその家臣や関係者）
- 徳川頼宣文書（駿府城在城時を中心にした発給文書）
- 徳川忠長文書（駿府城在城時を中心にした発給文書）
- そのほか、駿府城を考えるうえで、必要と考えられる資料

(2) 駿府城下町に関する資料

- ◎駿府城下町絵図（静岡市未所蔵のもの）
- ◎駿府の町方支配や運営に関する資料
- そのほか、駿府城下町を考えるうえで、必要と考えられる資料

(3) 徳川家康に関する資料

◎家康文書 時期：駿府城在城時を中心に、家康の生涯、政治、戦いにとって重要な文書
*駿府城在城時 天正 14 年～天正 18 年＜1586～1590＞ 慶長 12 年～元和 2 年＜1607～1616＞
内容：静岡市内の地名が登場するものが望ましい

家康の駿府在城時の領国（五か国など）についての文書も含む

- ◎家康所用の品（具足、軍配等、由緒書があるものに限る）
- ◎家康の外交に係る資料
- 徳川家康肖像画（写本を含む）
- 家康周辺の人物（側近・家臣・妻子・関係者）に関するもの
- そのほか、家康を考えるうえで、必要と考えられる資料

(4) 今川氏に関する資料

- ◎今川氏発給の文書（静岡市内に関係するもの）
- ◎今川氏当主の絵画資料（肖像画等）、象った立体物（木像、人形等）
- ◎桶狭間の戦いに関する資料
- 今川氏の支配に関する文書（今川領国や外交などに対するもの）

○今川文化に関するもの

○そのほか、今川氏を考えるうえで、必要と考えられる資料

(5) 東海道（二峠六宿）に関する資料

◎東海道図屏風（17C～18C初）

○東海道図屏風（18C前期以降）

○宿場（六宿）に関する文書

○町並図（宿絵図）

○東海道を描いた絵画資料

○そのほか、東海道を考えるうえで、必要と考えられる資料

(6) 静岡市の近現代に関する資料

◎静岡藩（藩主、藩士、藩領など）に関する資料

○幕末から明治にかけての静岡の動静を探ることができる資料

○徳川慶喜、徳川家達に関する資料（特に静岡市に係る資料）

○そのほか、静岡市の近現代を考えるうえで、必要と考えられる資料

(7) その他、歴史博物館に必要な資料

○古代～中世の静岡市に関する資料

○静岡浅間神社・久能山東照宮をはじめとした静岡市内の寺社に関する資料

○駿府・静岡の文化に関する資料

○清水湊・清水港に関する資料

○静岡市域の村方に関する資料

○駿府・静岡の産業、流通に関する資料

○静岡市街地に関する資料

○駿府・静岡の災害に関する資料

○そのほか静岡市の歴史研究、調査、展示、資料保存、教育普及などのため、必要と考えられる資料

【付記】

資料収集にあたっては、次の場合を除いて重複して収集しないよう留意する。

- ・長期間展示に供する場合、資料の劣化を防止するために同種の資料で展示替えを必要とする場合
- ・収集資料審議委員会で系統的に収集することを承認した資料の場合
- ・同一の資料を所蔵していても、由緒・来歴などが異なるなど、別の資料価値を有する場合
- ・コレクションを構成する資料の一部で、当該資料を外して収集することが困難な場合

購入資料（令和6年4月～令和7年3月）

No	資料名	価格(税込)	購入先	納品日	概要	活用実績	
1	刀 越前康継（駿府御分物）	17,999,999	つるぎの屋	R6.5.31	銘 以南蛮鉄於駿州越前康継（R6第2回収集資料審議委員会 審議対象）	R7.1.7～2.2	
2	東海道安倍川駅の真景	48,400	岩神書房	R6.7.10	明治前期の安倍川付近の風景の印刷画。安倍川餅の店のほか、人力車など近代化された風俗を描く。	R6.12.27～	閲覧
3	丙申紀行	56,380	岩神書房	R6.7.10	徳川家康に仕えた儒学者林羅山の紀行文。駿河国や久能山東照宮の記事がある。		閲覧
4	駿府城図	220,800	黒崎書店	R6.9.13	大御所時代の駿府城内を描いたとされる。城郭の各位置における寸法や中仕切り、天守の石垣などが細かく描かれている。この絵図を描いた当時の駿府城をベースに、家康がいた在りし日の駿府城の様子を当てはめたものを思われる。		閲覧
5	難太平記 揃（上・下）	165,820	沙羅書房	R6.9.13	室町時代九州探題を務めた今川了俊（初代駿河守護今川範国の次男）が記した書物であり、本資料は江戸期に制作されたその写本。		閲覧
6	十返舎一九行燈図	165,000	美術商村山	R6.9.24	十返舎一九の作品。遊びにはまって身代を持ち崩すことへの戒めを狂歌と賛で記し、世の風刺を描く一九らしい作品となっている。		閲覧
7	徳川家写真	44,000	日本書房	R6.10.7	徳川慶喜・義久・実枝子（義久夫人）が写った写真と、徳川家達・家正・泰子（家達夫人）・正子（家正夫人）が写った写真の2枚組。		閲覧
8	今川手習状 全	10,600	Cosyo Cosyo	R7.1.22	江戸時代に刊行された手習いの教科書で、今川了俊の訓戒状を題材としている。		
9	古状揃 今川了俊愚息・熊谷状・曾我状・實語教	5,500	名雲書店	R7.1.22	江戸時代に刊行された手習いの教科書で、今川了俊の訓戒状を含む平安後期から室町期を舞台とした内容を往来物としてまとめられている。		
10	安永再版 女今川梅花文庫	8,500	名雲書店	R7.1.22	江戸時代に刊行された手習いの教科書で、今川了俊の訓戒状を題材としている。		
11	女今川初音綿 女今川操苑園 甘泉堂蔵版	5,685	あんず古書店	R7.1.22	江戸時代に刊行された手習いの教科書で、今川了俊の訓戒状を題材としている。		

寄附受領/移管資料（令和6年4月～令和7年3月）

No.	資料名称	点数	寄贈年月日	評価額	概 要	
1	上大工町町籍図	3	R6.4.1	82,500	駿府の上大工町の町割り絵図、家数書上。※寄託資料から寄贈資料に変更。	閲覧
2	坂倉家資料（綴り方教育資料）	21	R6.4.2	31,500	戦後の清水第二中学の綴り方教育の資料。戦後の民主教育に関わる文集など。	一部閲覧
3	八木家資料（牧之原市旧家・徳川慶喜関係資料）	26	R6.4.1	1,406,500	明治に徳川慶喜がしばしば訪問した牧之原市の旧家伝来の資料。慶喜の書、慶喜訪問記録など。	
4	水上家資料（鳥坂旧家古文書資料）	7箱	R6.4.17	60,000	鳥坂の旧家の近世古文書と和本。	
5	市川家資料（旧幕臣関係資料）	304	R6.4.22	448,000	旧幕臣であった市川家関係の幕末近代の古文書・図書・器物・絵画・衣服および徳川宗家からの拝領品。	
6	井上馨（世外）茶幅	1	R6.5.15	38,500	井上馨の茶幅。長者荘の時代に井上から譲られたもの。	
7	静岡大火関係資料	4	R6.7.29	15,850	静岡大火写真帖、静岡大火画報、静岡市名所絵葉書、静岡市復興道路等の計画図。	
8	大村家資料（鷹匠旧家資料）	28	R6.7.30	350,000	火消（消防）関係の用品・衣服などの資料。ほかに古文書、天保小判など。	
9	水見色村古文書	1	R6.8.11	2,000	江戸中期の水見色村への年貢受取状。	
10	池田家文書（由比旧家古文書資料）	1809	R6.10.24	600,000	由比の今宿村の名主を務めた池田家伝来の古文書。街道整備、甲州との流通など地域性を示す資料が多く残る。	
11	火縄銃 銘石田勘蔵藤原正峯	1	R6.11.19	100,000	駿府の鉄砲鍛冶石田勘蔵の製作。	一部閲覧
12	小島藩五代藩主 松平信圭書軸	2	R6.11.25	80,000	小島藩五代藩主 松平信圭の書「松」、「声」の書軸。小島陣屋で複製を展示。	
13	白鳥家資料（門屋旧家資料）	34	R7.1.20	1,220,200	静岡市門屋の白鳥家旧蔵の勝海舟関係資料ほか。海舟扁額、茶器、ピストルほか。	
14	古文書（葵区平野旧家古文書資料）	6箱	R7.2.10	180,000	葵区平野の旧家伝来の古文書（茶業、林業関係ほか）、往来物、近代教科書類。	
15	荻野家文書(牛妻旧家古文書資料)	1550	R7.2.10	300,000	近代の賤機村の村政全般に関する資料。茶業、山林業、橋の架設、安倍川の治水対策、砂防事業など。	
16	静岡鉄道記念乗車券他	28	R7.2.1	22,000	静岡鉄道の記念乗車券、記念グッズ類。	
17	後藤新平扁額	1	R7.2.12	40,000	ボーイスカウト設立普及に貢献した深尾韶氏が『スカウト読本』（大正14）発行に際し後藤新平に揮毫を依頼したとされるもの。	

寄附受領/移管資料（令和6年4月～令和7年3月）

No.	資料名称	点数	寄贈年月日	評価額	概 要
18	水野半兵衛写真資料	73	R7.2.9	356,000	静岡市出身の写真家水野半兵衛（1852～1920）撮影のガラス乾板や使用機材など。
19	慶喜追討高札ほか	67	R7.2.24	225,000	慶喜追討高札（慶応4）ほか、戦前の教科書類65冊など。
20	徳川家達扁額「恭儉」	1	R6.5.21	40,000	徳川16代宗家家達の書。家達の落款「静岳」。※市中央図書館から移管。
21	小島藩関係資料（享保2年小島藩領 小河内村年貢割付目録、元文5年小河内村下組御年貢納目録）	2	R7.3月移管 完了予定	4,000	近世中期の小島藩領の年貢割付状と年貢納目録で、小島藩の村支配がわかる。 ※清水中央図書館から移管。

新規寄託資料（令和6年4月～令和7年3月）

No.	資料名称	点数	単位	寄託年月日	概要
1	小梳神社資料	2	点	R6.8.1	家康のことを記した林羅山社講木札、および徳川慶喜の書「小梳神社」の2点。
2	田安德川家資料	1	式	R6.11.2	田安德川家伝来の古文書、書画（内訳別紙）
3	田安德川家資料（追加寄託）	1	式	R7.2.9	田安德川家伝来の古文書、刀剣類（内訳別紙）

一部
閲覧

(1) 令和6年11月2日～寄託

(田安德川家資料)

	資料名	点数	状態
1	長持 寸法：長辺121.9cm×短辺68.0cm×嵩59cm	1	葵紋入り 黒漆塗、附：葵紋染め抜きカバー（ミシン縫い）
2	裏組目録	1	書状、木箱
3	中組目録	1	書状、木箱
4	書画	1	軸、木箱（一辺欠けあり）
5	産衣	1	衣服、木箱
6	悠然公墨蹟	1	軸（布包）、木箱
7	書画	1	軸、木箱
8	風水画	1	軸3幅、木箱
9	天英院・悠然院御書	1	書状2通、二重木箱（中木箱2箱）
10	最樹院書画	1	軸、三重木箱（中箱黒漆塗）
11	和致斎 惇宗院画像	1	軸、二重木箱
12	宣旨一式	1	書状多数、二重木箱（中箱黒漆塗）
13	偉勲拝受記録	1	書状多数、木箱
14	斉匡書付	1	軸、二重木箱
15	勝海舟書画	1	軸、箱なし
16	書画	1	軸（紙包）、箱なし
17	書画下書	1	軸、箱なし
18	忠重書画	1	軸（布包）、木箱
19	島津久光書画	1	軸、木箱（外箱紐切れ）
20	敦子歌	1	軸、木箱
21	無量院書画	1	軸、木箱
22	山水書画	1	軸2幅（布包）、木箱
23	伊勢水門 能楽道成寺之図	1	軸、木箱
24	勲記	1	書簡、木箱
25	徳川慶頼書画	1	軸、木箱（蓋部分一部欠け有）
26	親王書画	1	軸、木箱
27	敦子歌	1	軸、木箱
28	田安斉匡箸	1	箸二膳、木箱
29	長持寸法：長辺126.0cm×短辺69.0cm×嵩56cm	1	轡紋入り 黒漆塗、下部金具傷み有
30	帯	1	フェルト質帯（状態悪い）
31	サーベル	1	儀礼用、装飾有
32	斉匡歌章	1	軸、木箱
33	三玄斎作画蒲菊	1	軸、二重木箱（外箱傷みあり）
34	惇宗院遺物	1	箸、手拭ほか書簡数点、木箱
35	斉匡歌章	1	軸3幅、木箱
36	賜爵記	1	一紙書簡束多数、木箱
37	口宣案 宣旨 位記	1	書簡束多数、黒漆塗箱（別に木箱（旧箱）有）
38	短歌帳	1	装飾折帳1冊、木箱
39	惇宗院書付	1	文書群、木箱
	合計	39	
	附：長持錠1、鍵2（紙札に「七」）		紙箱入り、長持①、②のどちらのものか不明
	附：軸先（部品）1		長持①葵紋内、該当資料確認

(2) 令和7年2月9日～寄託

	資料名	点数	状態
1	脇差 銘 （葵紋）於武州江戸越前康繼南蛮鉄	1	No.1・2 同梱、木箱蓋割れ
2	脇差 銘 近江大掾藤原忠吉以眞鍛作之	1	
3	西洋短剣 2点	2	儀礼用か、鞘から抜けず
4	近世古文書一括	1	一括、木箱入り、風呂敷
5	近世冊子一括		木箱入り、22冊
6	御系圖 全	1	
	御系譜附録 全	1	

	例言目録 全	1	
	御系譜前録 全	1	
	東照公譜 全	1	
	大猷公譜 全	1	
	嚴有公譜 全	1	
	常憲交譜 全	1	
	台徳公譜 全	1	
	文昭公譜 全	1	
	有章公譜 全	1	
	有徳公譜 全	1	
	惇信公譜 全	1	
	浚明公譜 全	1	
	公子譜 全	1	
	尾張譜 全	1	
	紀伊譜 全	1	
	水戸譜 全	1	
	田安譜 全	1	
	轉封譜 上	1	
	轉封譜 中	1	
	轉封譜 下	1	
7	徳川將軍家系譜	1	二重箱、風呂敷、「辰」の文字のある包紙 2
	附:刀掛 1		